

最低工賃の改正決定に関する公示

鹿児島労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃（令和4年鹿児島労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年3月4日

鹿児島労働局長 永野 和則

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 鹿児島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ワイヤーハーネス	カプラー差し (電線の末端に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業)	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	58 銭

- 4 効力発生の日 令和7年4月3日